

景品表示法に導入される
課徴金制度に関する説明会

景品表示法への課徴金制度導入について

平成28年
消費者庁 表示対策課

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 1 課徴金制度を導入する景品表示法改正法の概要 | ・・・2～10頁 |
| 2 課徴金制度に関する法令等の全体像 | ・・・12頁 |
| 3 政令の概要 | ・・・13～16頁 |
| 4 内閣府令(規則)の概要 | ・・・17～20頁 |
| 5 ガイドラインの概要 | ・・・21～45頁 |

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 概要 ～不当な表示を防止するために課徴金制度を導入～

概要

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

- ・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

- ・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・ **対象期間**：3年間を上限とする。
- ・ **主観的要素**：違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における
金銭交付相当額が
課徴金額未満の場合

課徴金額の減額

返金措置における
金銭交付相当額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

施行期日（附則第1条）

公布日（平成26年11月27日）から1年6月以内に施行→平成28年4月1日

○ 課徴金対象行為

課徴金納付命令の対象行為(「課徴金対象行為」)

=以下の①又は②のいずれかの表示を行う行為(法第8条第1項)。

① 優良誤認表示(法第5条第1号) (※)

自己の供給する商品又は役務の内容について、
実際のものや競合する他の事業者のものよりも「著しく優良」であると
一般消費者に対し示す表示

② 有利誤認表示(法第5条第2号)

自己の供給する商品又は役務の取引条件について、
実際のものや競合する他の事業者のものよりも「著しく有利」であると
一般消費者に誤認される表示

(※)課徴金納付命令に関する不実証広告規制

消費者庁長官は、課徴金納付命令に関し、例えばダイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行った事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

↓

当該事業者が当該資料を提出しないときは、
消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の
具体的な立証を行うまでもなく、当該表示を優良誤認表示と推定する(法第8条第3項)。

○ 課徴金額の算定方法

課徴金額は、
ア「課徴金対象期間」に取引をした
イ「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の
ウ「政令で定める方法により算定した売上額」
に、3%を乗じて得た額である(法第8条第1項本文)。

○ 相当の注意を怠った者でないと認められるか否か

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、

- ・ 当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを
- ・ 「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」

は、
消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない(法第8条第1項ただし書)。

→ いずれもガイドラインにおける説明事項のため、改めて後述する。

○ 規模基準

- ・ 法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が150万円未満
(課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額が5000万円未満)であるとき
→ 課徴金の納付を命ずることができない(法第8条第1項ただし書)。
- ・ なお、法第8条第1項により算定した課徴金額(「課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」に3%を乗じて得た額)が150万円以上である場合
→ 課徴金対象行為に該当する事実の報告や返金措置の実施による課徴金額の減額の結果、減額後の金額が150万円未満になったとしても、当該減額後の金額について、課徴金の納付を命ずることとなる。

○ 課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額

- ・ 事業者が、課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより報告したときは、法第8条第1項により算定した課徴金額から50%相当額を減額する（法第9条本文）。
（趣旨：不当表示の早期発見・防止及び事業者のコンプライアンス体制構築の促進を図る。）
- ・ ただし、当該報告が、「当該課徴金対象行為についての調査」があったことにより「当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたとき」→ 減額しない（同条ただし書）。

○ 返金措置の実施による課徴金額の減額(法第10条、第11条)

事業者が所定の手続きに沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

(一般消費者の被害回復を促進する観点から導入されたもの。課徴金制度を有する他法には見られず、消費者法体系にある景品表示法として特徴的。)

※「返金措置」

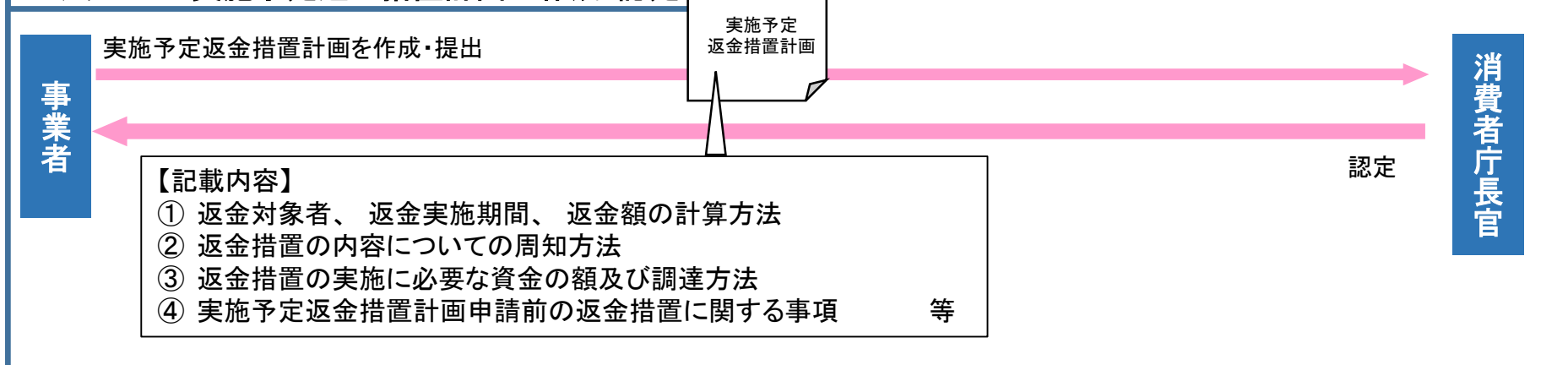
- ＝ ・ 課徴金対象期間において課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引を行った一般消費者(政令で定めるところにより特定されているもの)のうち申出をした者に対し、
 - ・ 当該申出者の購入額(政令で定める方法により算定)の3%以上の額の金銭を交付する措置

(参考図) 返金措置の実施による課徴金額の減額(イメージ)

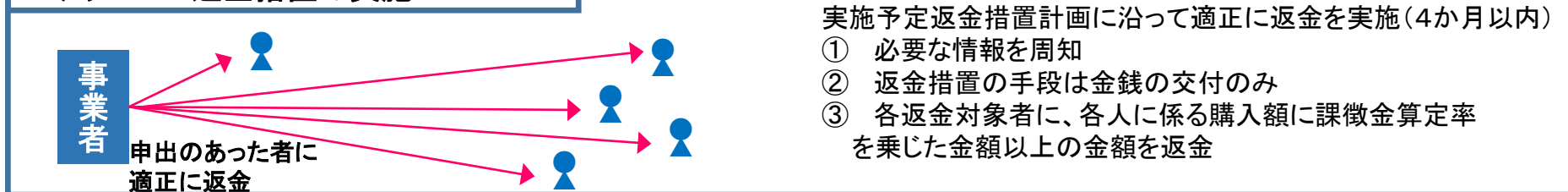
返金措置

返金措置の実施により課徴金の減額を受けようとする事業者は、返金措置の実施に関する実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受け、同計画に沿って、適正な返金手続を適切に履行する。

ステップ1: 実施予定返金措置計画の作成・認定



ステップ2: 返金措置の実施



ステップ3: 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告

返金合計額が
課徴金額未満の場合

返金合計額を課徴金額から減額

返金合計額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

ステップ1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

事業者は、返金措置を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、所定の事項を記載した上でその返金措置に関する計画を作成して申請し、消費者庁長官の認定を受けることができる(法第10条第1項。認定を受けた計画を「認定実施予定返金措置計画」という。)

なお、

- ・ 申請前に既に実施した返金措置も当該計画に記載でき(同条第3項)、
- ・ 申請後認定前に実施した返金措置は、消費者庁長官に報告しなければならない(同条第4項)。

ステップ2: 返金措置の実施

- ・ 消費者庁長官は、認定時から認定実施予定返金措置計画に係る報告期限(実施期間の経過後1週間以内。法第11条第1項)までの間は、課徴金の納付を命じない(法第10条第10項)。
- ・ この前提として、認定の申請を受けた日から認定時までの間も、課徴金の納付を命じることはない。

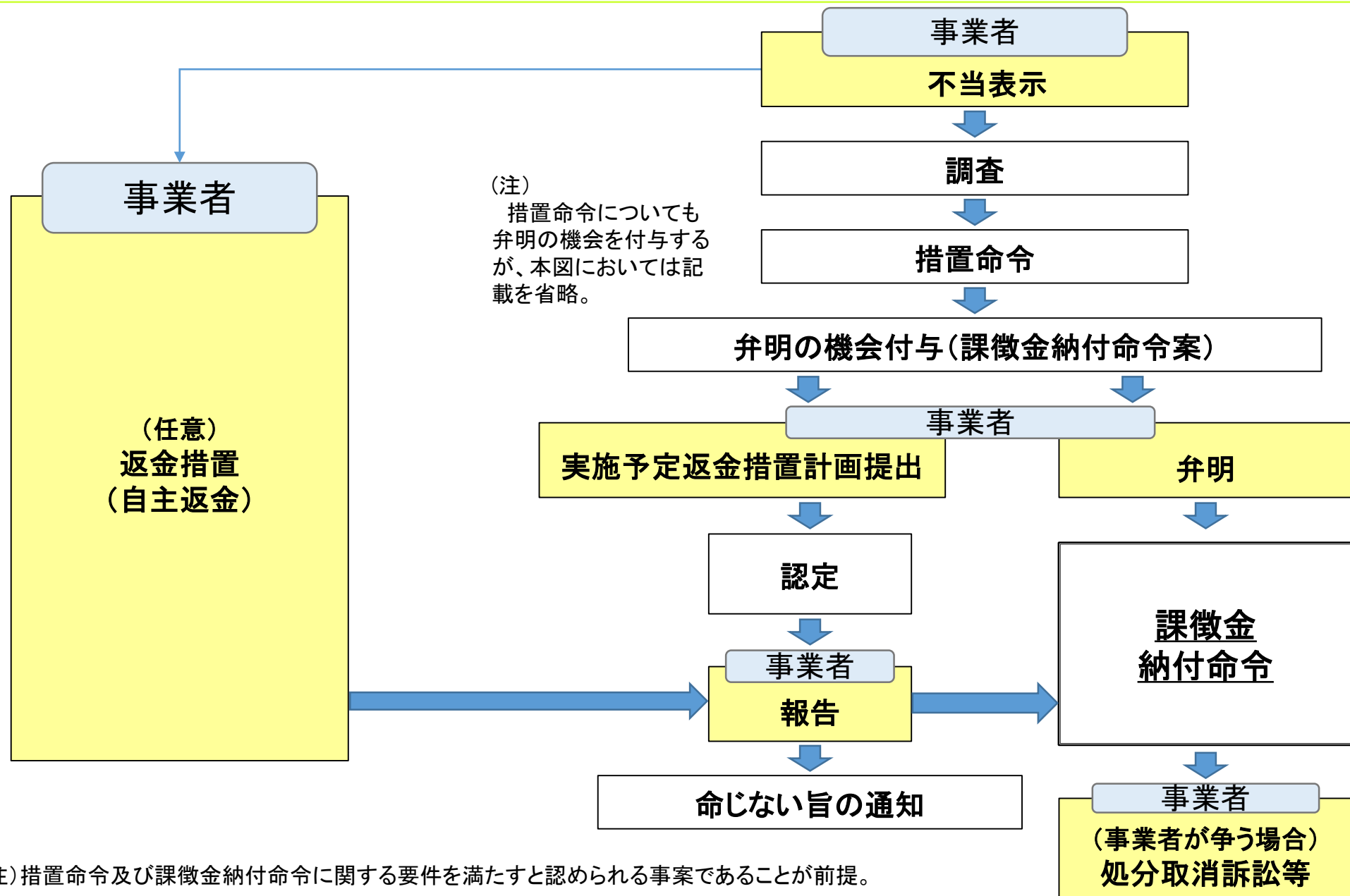
ステップ3: 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告

- ・ 認定を受けた事業者が、認定実施予定返金措置計画について、内閣府令で定めるところにより報告し、
- ・ 当該報告に基づき、認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるとき

→ 当該返金措置により交付された金銭の額(内閣府令で定めるところにより計算)を、課徴金額から**減額**する。

当該減額の結果、課徴金額が1万円未満となったときは、課徴金の納付は**命じない**(法第11条第1項から第3項まで)。

(参考図)課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ(イメージ)



(注)措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

法律

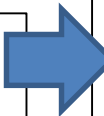
「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」(平成26年法律第118号)

不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる

- 平成26年11月19日成立 同月27日公布
- 平成28年4月1日施行

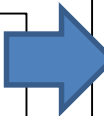
政令

不当景品類及び不当表示防止法施行令

- 
- ①課徴金の対象となる商品又は役務の売上額の算定方法
 - ②返金措置の対象となる一般消費者を特定するための要件等について定める

内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則

- 
- ①課徴金対象行為に該当する事実の報告書の様式
 - ②返金措置に関する計画の認定申請書の様式等について定める

ガイドライン

不当景品類及び不当表示防止法第8条
(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方

- 
- ①課徴金額の算定方法
 - ②「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否か等について説明する

○ 売上額の算定方法

「売上額」＝総売上額－控除項目の合計額（政令第1条、第2条）

1 総売上額の算定

算定方法は①又は②

① 引渡基準（原則）

事業者が、課徴金対象期間において引き渡した（提供した）課徴金対象行為に係る商品（役務）の対価の額を合計する。

② 契約基準（例外）

事業者が課徴金対象期間において引き渡した（提供した）商品（役務）の対価の額の合計と、課徴金対象期間において締結した契約に定められた対価の額の合計との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、課徴金対象期間において締結した契約の目的物となったものの対価の額を合計する。

（契約基準を用いる例）

課徴金対象行為に係る商品が新築戸建分譲住宅であるときのように契約から引渡しまでに長期間を要するような場合には、契約基準を用いることがあると考えられる。

（参考：法第8条第1項（課徴金納付命令））

事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 総売上額からの控除項目

（１）総売上額を引渡基準により算定する場合の控除項目

① 値引き額（政令第１条第１号）

課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額

② 返品額（政令第１条第２号）

課徴金対象期間に商品が返品された場合における返品商品の対価相当額

③ 割戻金額（政令第１条第３号）

商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金額

（２）総売上額を契約基準により算定する場合の控除項目

割戻金額（政令第２条第２項）

※ 引渡基準により算定する場合に総売上額からの控除項目となる上記値引き額と返品額は、契約基準により算定する場合には契約の修正という形で行われ、修正された契約額が総売上額となる。

○ 法第10条第1項に規定する一般消費者の特定

- (a) 課徴金対象期間内に課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けたこと(「売上額」を契約基準により算定する場合は、契約を締結したこと)が、
- (b) 当該商品の購入又は役務の提供の対価の支払に充てた金銭に係る領収書、当該商品の購入又は役務の提供に係る契約に係る契約書その他の当該事実(上記(a)の事実)を証する資料により特定された者とする(政令第3条)。

○ 法第10条第1項に規定する政令で定める「購入額」の算定方法

「売上額」の算定方法と同じ方法とする(政令第4条及び第5条)。
(購入額の算定方法について、売上額を引渡基準により算定する場合は引渡基準を用い、売上額を契約基準により算定する場合は契約基準を用いる。)

(参考:法第10条第1項(返金措置の実施による課徴金額の減額等))

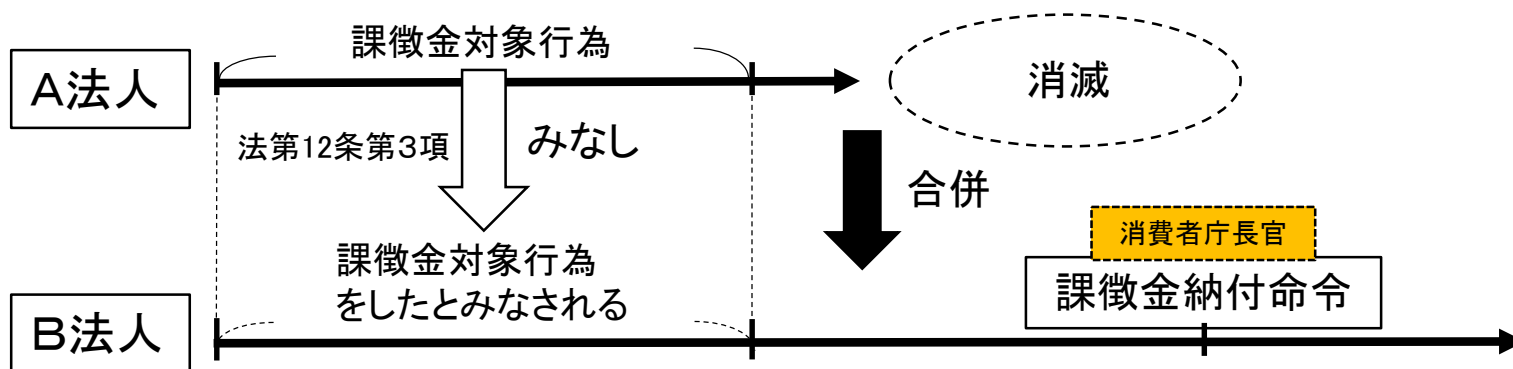
第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置(返金措置)を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置に関する計画を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

○ 法第12条第3項又は第4項の場合における法第8条第2項等の規定の適用

法第12条第3項及び第4項

課徴金対象行為をした事業者(法人)が、合併等に伴い消滅した場合、当該消滅した法人が行った課徴金対象行為を、当該課徴金対象行為に係る事業を承継した法人が行った課徴金対象行為とみなして、法第8条第2項等を適用する。

例) 吸収合併



政令の規定

- ア 法第8条第2項(課徴金対象期間)の規定の適用
- イ 法第8条第3項(不実証広告規制)の規定の適用
- ウ 法第9条(課徴金対象行為に該当する事実の報告)の規定の適用
- エ 法第10条及び第11条(返金措置の実施による課徴金額の減額等)の規定の適用

○ 報告や申請等の様式の整備

以下の様式を整備する。

- ・ 課徴金対象行為に該当する事実の報告書(様式第1)(法第9条関係)
- ・ 実施予定返金措置計画(申請前の返金措置に関する事項も含む。)の認定申請書(様式第2)(法第10条第1項及び第3項関係)
- ・ 申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書(様式第3)(法第10条第4項関係)
- ・ 認定実施予定返金措置の変更認定申請書(様式第4)(法第10条第6項関係)
- ・ 認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書(様式第5)(法第11条第1項)

- ・ 課徴金対象行為に該当する事実の報告書(様式第1)の記載事項

- 1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要
 - (1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務
 - (2) 当該課徴金対象行為に係る表示
 - (3) 当該課徴金対象行為をした期間
- 2 その他参考となるべき事項
- 3 添付資料

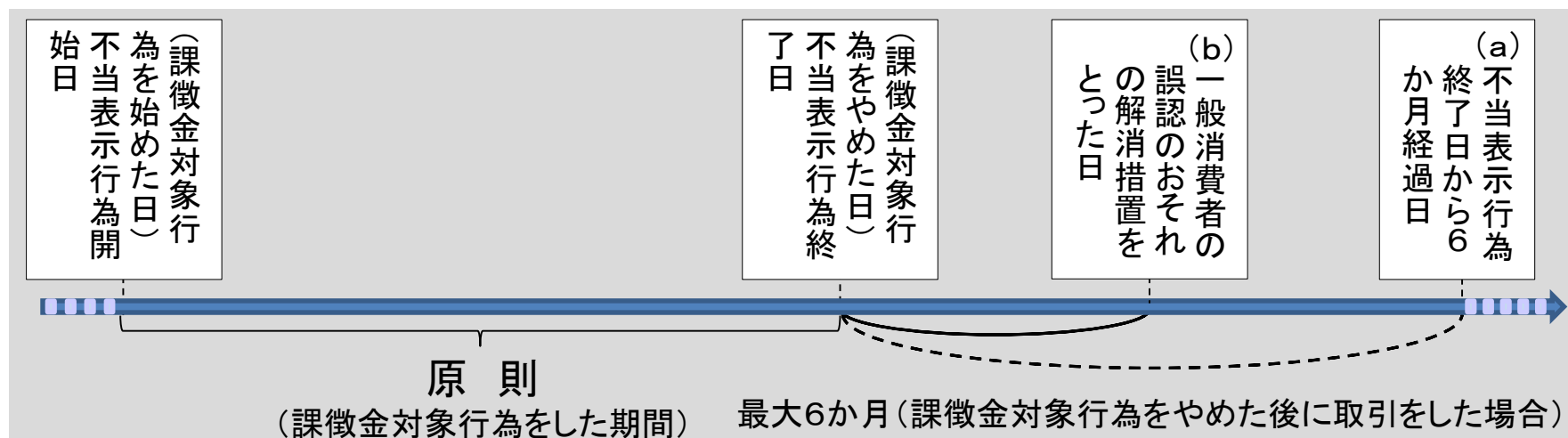
※ 課徴金対象行為に該当する事実の報告をしようとする者は、様式第一による報告書を、直接持参する方法や書留郵便により送付する方法等によって消費者庁長官に提出しなければならない(規則第9条)。

- ・ 実施予定返金措置計画の認定申請書(様式第2)の記載事項

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項
 - 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 4 その他
 - 5 添付資料
- (認定申請前の返金措置に関する事項がある場合)
上記1から5に加えて、認定申請前の返金措置に関する事項

○ 法第8条第2項の内閣府令で定める措置（一般消費者の誤認のおそれの解消措置）

課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為に係る表示が法第8条第1項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする（規則第8条）。



(参考：法第8条第2項)

「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間(課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日(同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとったときは、その日)までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡って三年間とする。)をいう。

○ 法第8条第3項(不実証広告規制)の規定による資料の提出要求の手続

表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出要求は文書を交付して行う(規則第7条第1項)。
資料提出期間は原則として15日間とする(規則第7条第2項)。

(参考:措置命令に関する不実証広告規制と同様)

○ 実施予定返金措置の実施期間、課徴金額から減額する額の計算方法

ア 実施予定返金措置の実施期間(規則第13条)

- ・ 実施予定返金措置の実施期間となる範囲は、
実施予定返金措置計画を提出した日から4か月経過日までの期間とする。
- ・ 実施期間について変更認定申請をする場合、変更後の終期は、
当初の実施予定返金措置計画の申請書に記載した実施期間の末日から1か月経過日までとする。

イ 課徴金額から減額する額の計算方法(規則第16条)

以下の①・②の額を合計した額とする。

- ① 事業者が返金措置において交付した金銭の額
- ② 返金措置の対象者の取引に係る商品又は役務の購入額を上回る金銭を交付した場合
→ 当該購入額に相当する額

○ 送達書類関係

課徴金がその納付期限までに納付されない場合の督促状及び(課徴金納付命令の)執行の命令書の謄本は、事業者を送達する(規則第18条及び第20条)。

○ 延滞金の徴収

延滞金を徴収する場合において、事業者の納付額が課徴金額に達しないとき
→ 納付額は、まずその課徴金(元本)に充てられたものとする(規則第19条)。

第1 はじめに

- 1 本考え方の目的
- 2 本考え方の構成

第2 優良・有利誤認表示

- 1 本法上の「表示」
- 2 優良・有利誤認表示

第3 課徴金対象行為**第4 課徴金額の算定方法**

- 1 「課徴金対象期間」
- 2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」
- 3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法)

第5 「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否か

- 1 「相当の注意を怠った者でないと認められる」
- 2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」
- 3 想定例

第6 規模基準**第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制**

※以下では、これらのうち、「第3 課徴金対象行為」、「第4 課徴金額の算定方法」及び「第5 『相当の注意を怠った者でないと認められる』か否か」の概要を記載する。

○ 課徴金対象行為(ガイドラインの第3)

課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である(法第8条第1項)。

- 例えば、事業者が、公正競争規約に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立しない。
- その場合、課徴金の納付を命ずることはない。

○ 課徴金額の算定方法(ガイドラインの第4)

課徴金額は、

- ア 「課徴金対象期間」に取引をした
 - イ 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の
 - ウ 「政令で定める方法により算定した売上額」
- に、3%を乗じて得た額である(法第8条第1項本文)。

(参考:法第8条第1項本文(課徴金納付命令))

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。(略)

1 「課徴金対象期間」

(1) 「課徴金対象期間」=①+②(法第8条第2項)

①課徴金対象行為(不当表示行為)をした期間

②・「課徴金対象行為をやめた日(※)」から

・(a)6か月を経過する日、又は、(b)「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置」をとった日のいずれか早い日まで

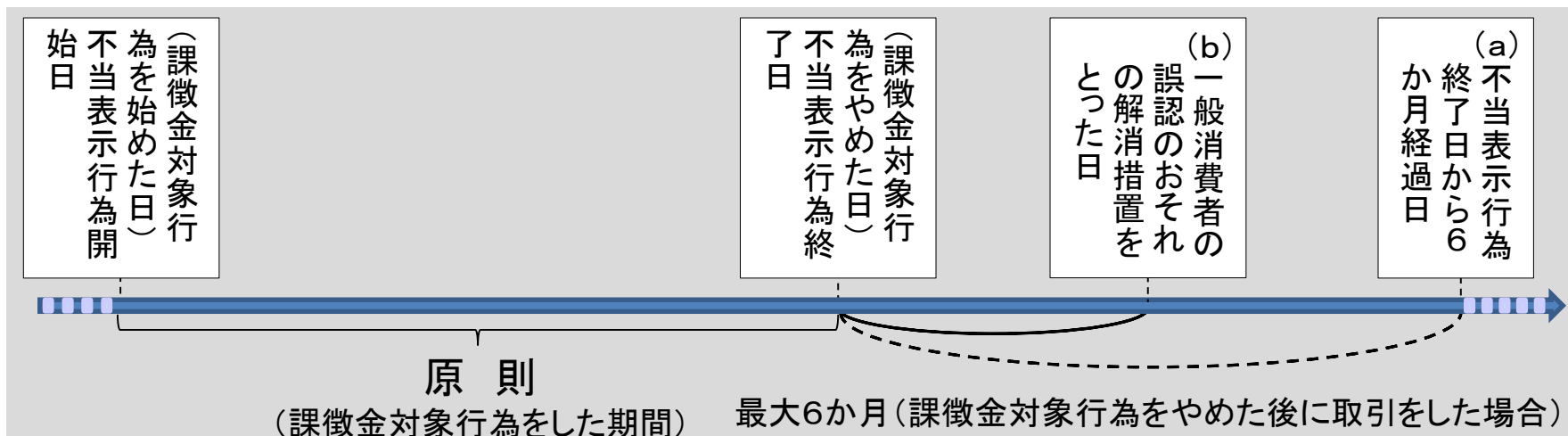
の間に、当該「課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした」場合

→ ①の期間(課徴金対象行為をした期間)に、当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間

※課徴金対象行為を「やめた日」に該当する日の例

事業者が、特定の商品の内容について著しく優良であると示す表示を内容とするウェブサイトを公開し続けた場合の当該公開行為終了日が挙げられる。

また、当該行為を終了していない場合であっても、当該事業者が、課徴金対象行為に係る商品の内容を変更することにより、表示内容と一致させたと認められる場合には、当該変更日が課徴金対象行為を「やめた日」に該当する。

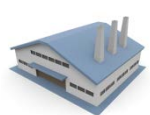


(2) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置

一般消費者の誤認のおそれの解消措置とは、事業者が、課徴金対象行為に係る表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当する表示であることを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するため相当な方法により一般消費者に周知する措置をいう(内閣府令第8条)。

(3) 想定例

①



製造業者A

商品a

○事案:

- ・ 製造業者Aが、商品aについて優良誤認表示を内容とする包装をし、
- ・ その包装がされた商品aを、平成30年4月1日から同年9月30日までの間、毎日小売業者に対し販売して引き渡した。

○課徴金対象行為をした期間 : 平成30年4月1日から同年9月30日まで

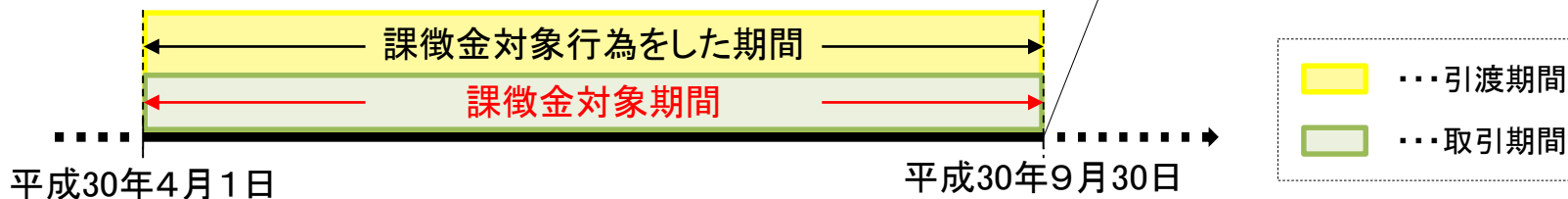
○課徴金対象期間 : 平成30年4月1日から同年9月30日まで



小売業者

一般消費者

平成30年10月1日以降は
商品aの取引をしなかった



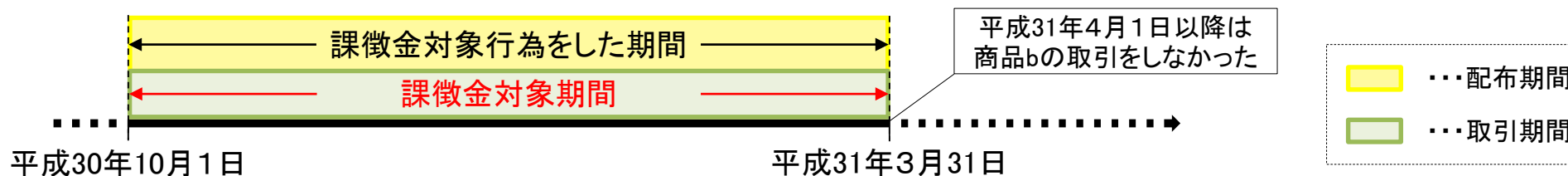
② ○事案:事業者Bが、商品bの取引に際して、

- 商品bについて有利誤認表示を内容とするチラシを、
- 自ら平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間配布した。
(※平成31年4月1日以降は商品bの取引をしなかった。)



○課徴金対象行為をした期間 : 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

○課徴金対象期間 : 平成30年10月1日から平成31年3月31日まで



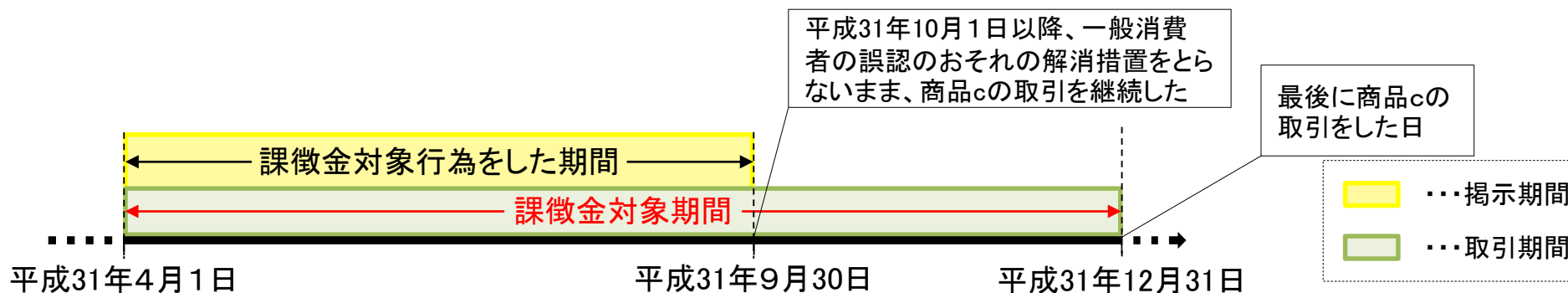
③ ○事案:事業者Cが、商品cの取引に際して、

- 商品cについて優良誤認表示を内容とするポスターを、
- 平成31年4月1日から同年9月30日までの間自己の店舗内及び店頭に掲示した。
(平成31年10月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品cの取引を継続し、最後取引をした日が平成31年12月31日であった。)



○課徴金対象行為をした期間 : 平成31年4月1日から同年9月30日まで

○課徴金対象期間 : 平成31年4月1日から同年12月31日まで



④ ○事案: 事業者Dが、商品dの取引に際して、

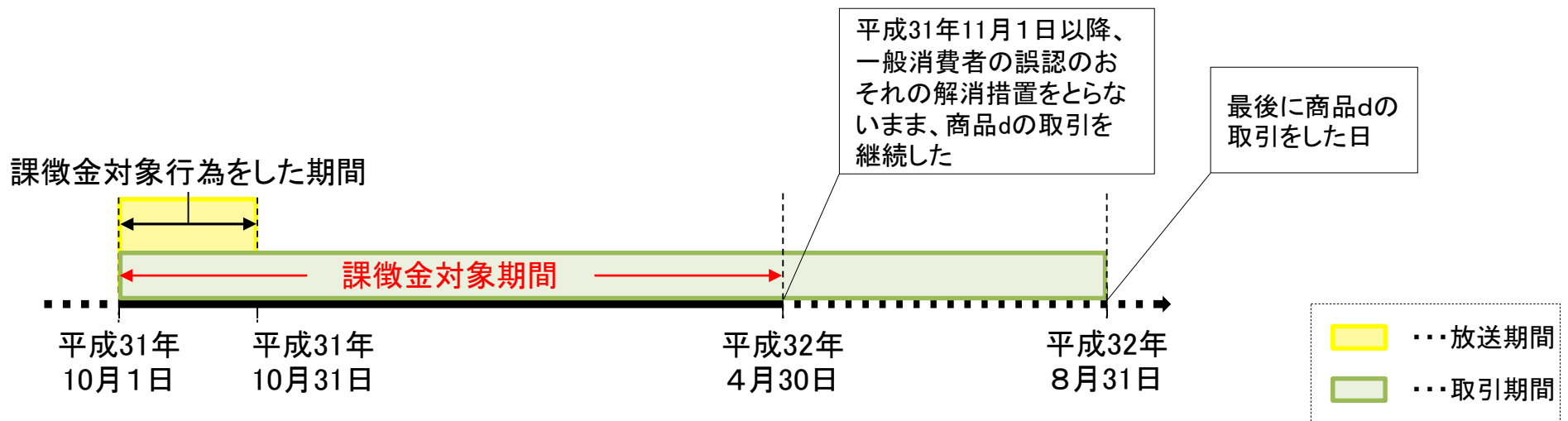
- 商品dについて優良誤認表示を内容とするテレビコマーシャルを
- 平成31年10月1日から同月31日までの間テレビ放送局に放送させた。

(平成31年11月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品dの取引を継続し、平成32年4月30日に取引をした上で、最後に取引をした日が平成32年8月31日であった。)



○課徴金対象行為をした期間 : 平成31年10月1日から同月31日まで

○課徴金対象期間 : 平成31年10月1日から平成32年4月30日まで(※)
(※課徴金対象行為をやめてから6か月経過日までの最後の取引日)



⑤ ○事案:事業者Eが、商品eの取引に際して、

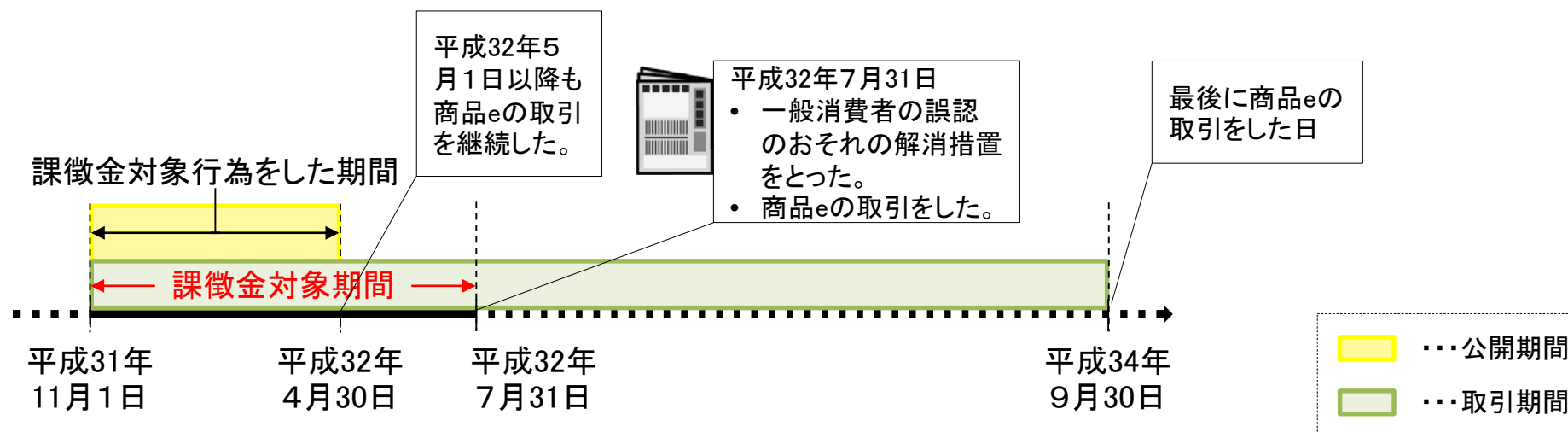
- 商品eについて有利誤認表示を内容とするウェブサイトを
- 平成31年11月1日から平成32年4月30日までの間公開した。

(平成32年5月1日以降も商品eの取引を継続し[同年7月31日にも取引をしていた。]、最後に取引をした日が平成34年9月30日であった。ただし、平成32年7月31日に一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとっていた。)



○課徴金対象行為をした期間 : 平成31年11月1日から平成32年4月30日まで

○課徴金対象期間 : 平成31年11月1日から平成32年7月31日まで



2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」

「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、優良・有利誤認表示をする行為の対象となった商品又は役務である。その「商品又は役務」は、課徴金対象行為に係る表示内容や当該行為態様等に応じて個別事案ごとに異なるが、以下、考え方の例を記載する(後記(1)から(3))。

(1) 全国(又は特定地域)において供給する商品又は役務であっても、具体的な表示の内容や実際に優良・有利誤認表示をした地域といった事情から、一部の地域や店舗において供給した当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となることがある。

<想定例>

① 事案:○事業者Aが、

(i) 自ら全国において運営する複数の店舗においてうなぎ加工食品aを一般消費者に販売しているところ、

(ii) ・北海道内で配布した「北海道版」と明記したチラシにおいて、当該うなぎ加工食品について

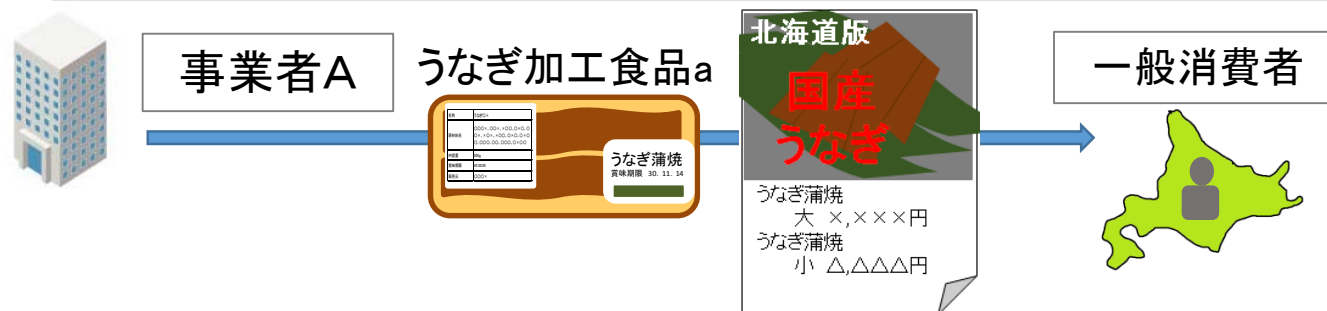
・「国産うなぎ」等と記載することにより、

・あたかも、当該うなぎ加工食品に国産うなぎを使用しているかのように示す表示をしていた。

○実際には、外国産のうなぎを使用していた。

課徴金対象行為に係る商品:

事業者Aが北海道内の店舗において販売する当該うなぎ加工食品



② 事案: ○事業者Bが、

(i) 自ら東京都内で運営する10店舗において振袖bを一般消費者に販売しているところ、

(ii) ・ 東京都内で配布したチラシにおいて、当該振袖について

・ 「○○店、××店、△△店限定セール実施！ 通常価格50万円がセール価格20万円！」

(○○店、××店、△△店は東京都内にある店舗)等と記載することにより、

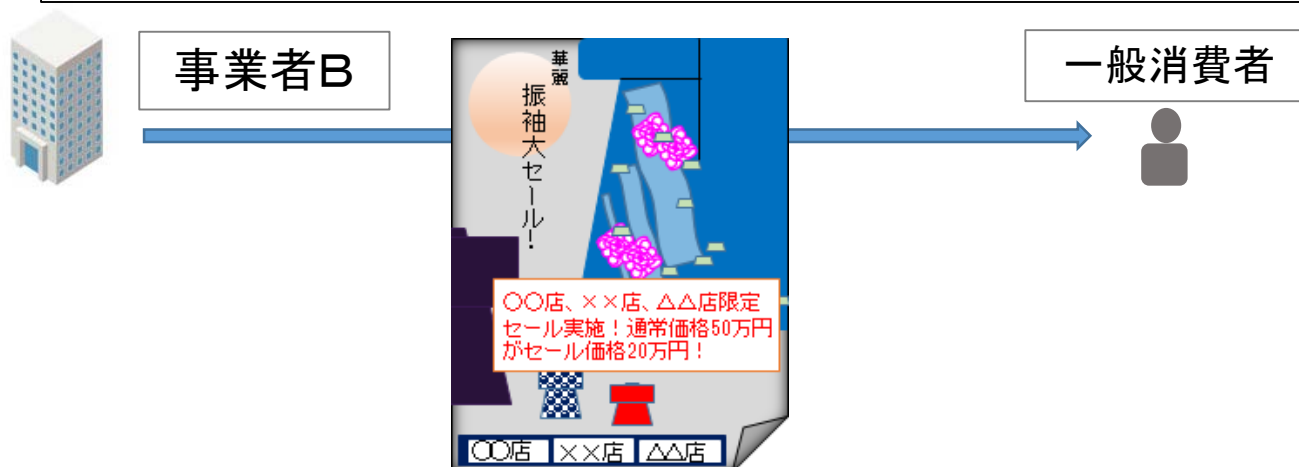
・ あたかも、実売価格が「通常価格」と記載した価格に比して安いかのように表示をしていた。

○実際には、「通常価格」と記載した価格は、事業者Bが任意に設定した架空の価格であって、

○○店、××店、△△店において販売された実績のないものであった。

課徴金対象行為に係る商品:

事業者Bが東京都内の○○店、××店、△△店において販売する当該振袖



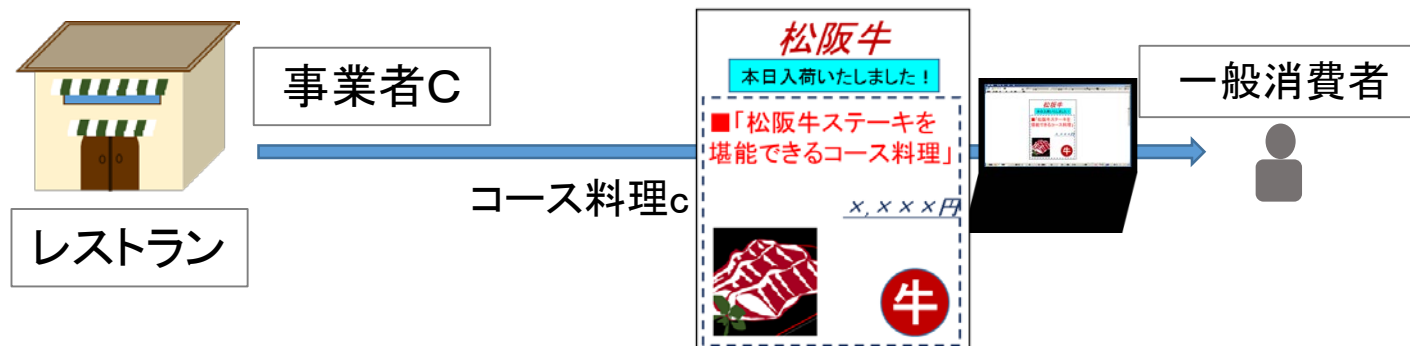
- (2) 自己の供給する商品又は役務を構成する一部分の内容や取引条件について問題となる表示をした場合、
- (当該商品又は役務の一部分が別の商品又は役務として独立の選択[取引]対象となるか否かにかかわらず)その問題となる表示が、商品又は役務の一部分ではなく商品又は役務そのものの選択に影響を与えるとき、
 - (当該商品又は役務の一部分でなく)当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となる。

<想定例>

- ① 事案:○事業者Cが、
- (i)自ら運営するレストラン1店舗においてコース料理cを一般消費者に提供するに当たり、
 - (ii)当該料理について、
 - ・「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」等との記載があるウェブサイトを公開することにより、
 - ・あたかも、当該コース料理中のステーキに松阪牛を使用しているかのように表示をしていた。
- 実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた。

課徴金対象行為に係る商品又は役務:

「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」と示して提供した当該コース料理
(当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該コース料理の選択に影響を与えることとなる。)



② 事案:○事業者Dが、

(i) 自ら運営する旅館1軒において宿泊役務dを一般消費者に提供するに当たり、

(ii) 当該宿泊役務について、

- ・「一番人気！肉食系集合！！松阪牛ステーキ宿泊プラン」等との記載があるウェブサイトを公開することにより、
- ・あたかも、当該宿泊役務の利用者に提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていた。

○実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた。

課徴金対象行為に係る商品又は役務:

「松阪牛ステーキ」と示して提供した料理を含む当該宿泊役務
(当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該宿泊役務の選択に影響を与えることとなる。)



(3) 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、
具体的に「著しく優良」と示された(「著しく有利」と誤認される)商品又は役務に限られる。

- ① 事案: ○事業者Eが、
 (i) 自ら運営するレストラン1店舗において料理eを一般消費者に提供するに当たり、
 (ii) 平成30年7月1日から平成31年12月31日までの間、当該料理について、
 ・ 同店舗内に設置したメニューにおいて「松阪牛すき焼き」等と記載することにより、
 ・ あたかも、記載された料理に松阪牛を使用しているかのように表示をしていた。
 ○実際には、平成30年7月14日から平成31年12月31日までの間、
 松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた。

課徴金対象行為に係る役務(料理):

松阪牛を使用していないにもかかわらず

松阪牛すき焼きと示して提供した当該すき焼き料理

(平成30年7月1日から同月13日までの間に実際に松阪牛を使用して提供したすきやき料理は、対象外)



② 事案:○事業者Fが、

- (i)自ら全国において運営する複数の店舗においてスーツを一般消費者に販売するに当たり、
- (ii)テレビコマーシャルにおいて、当該スーツについて、
 - ・「スーツ全品半額」等との文字を使用した映像、「スーツ全品半額」等との音声をテレビ放送局に放送させることにより、
 - ・ あたかも、事業者Fが全店舗において販売するスーツの全てが表示価格の半額で販売されているかのように表示をしていた。

○実際には、表示価格2万円未満のスーツは半額対象外であった。

課徴金対象行為に係る商品:

事業者Fが全店舗において販売するスーツのうち、

半額対象外であるにもかかわらず半額と示した表示価格2万円未満のスーツ

(実際に半額対象であった表示価格2万円以上のスーツは、対象外)

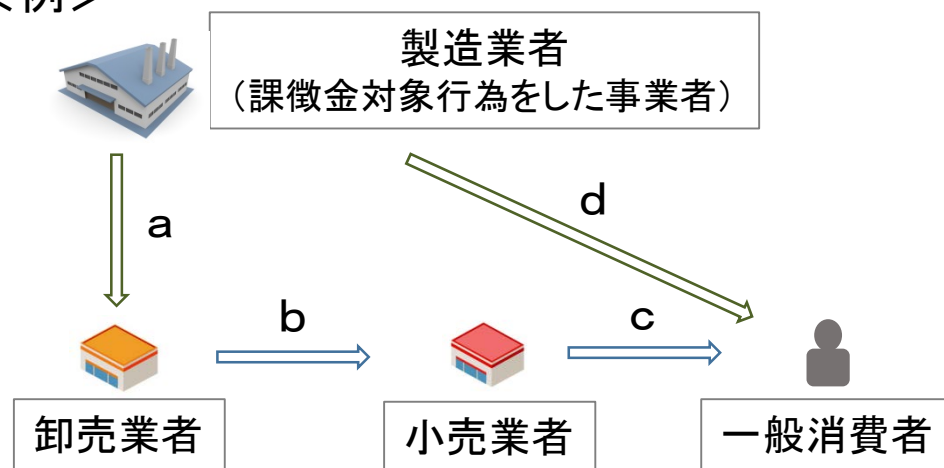


3 「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法)

(1) 「売上額」

- 「売上額」＝事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値(消費税相当額も含む。)
- この「売上額」は、事業者の直接の取引先に対する売上額のことであり、必ずしも事業者の一般消費者に対する直接の売上額のみに限られるものではない。

<例>



左の例では、製造業者(課徴金対象行為をした事業者)による

- ・ 一般消費者に対する直接の販売額(d)
 - ・ 卸売業者に対する直接の販売額(a)
- の合計額が、課徴金額算定の基礎となる「売上額」となる。

○ 「役務」の売上額の例

- ①住宅建築請負工事や住宅リフォーム工事 → 工事役務の対価である工事代金
- ②電気通信役務 → 通信役務の対価である通信料金
- ③不動産仲介 → 仲介役務の対価である仲介手数料
- ④物品運送 → 運送役務の対価である運賃
- ⑤保険 → 保険の引受けの対価である保険料

(2) 「売上額」の算定方法(「政令で定める方法」)

「売上額」＝総売上額－控除項目の合計額(政令第1条、第2条)

ア 総売上額の算定

算定方法は①又は②

① 引渡基準(原則)

事業者が、課徴金対象期間において引き渡した(提供した)課徴金対象行為に係る商品(役務)の対価の額を合計する。

② 契約基準(例外)

事業者が課徴金対象期間内に引き渡した(提供した)商品(役務)の対価の額の合計と、課徴金対象期間内に締結した契約に定められた対価の額の合計との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、課徴金対象期間に締結した契約の目的物となったものの対価の額を合計する。

(契約基準を用いる例)

課徴金対象行為に係る商品が新築戸建分譲住宅であるときのように契約から引渡しまでに長期間を要するような場合には、契約基準を用いることがありとされる。

イ 総売上額からの控除項目

(ア) 総売上額を引渡基準により算定する場合の控除項目

① 値引き額(政令第1条第1号)

課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額

② 返品額(政令第1条第2号)

課徴金対象期間に商品が返品された場合における返品商品の対価相当額

③ 割戻金額(政令第1条第3号)

商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金額

(イ) 総売上額を契約基準により算定する場合の控除項目

割戻金額(政令第2条第2項)

※ 引渡基準により算定する場合に総売上額からの控除項目となる上記値引き額と返品額は、契約基準により算定する場合には契約の修正という形で行われ、修正された契約額が総売上額となる。

○ 「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否か(ガイドラインの第5)

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、

- ・ 当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを
- ・ 「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」は、消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない(法第8条第1項ただし書)。

(※)「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」か否かは、事業者が課徴金対象行為をした場合に判断する必要がある。

例：事業者が、公正競争規約に沿った表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないとき

→ 当該事業者について、「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。

(参考：法第8条本文(課徴金納付命令))

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

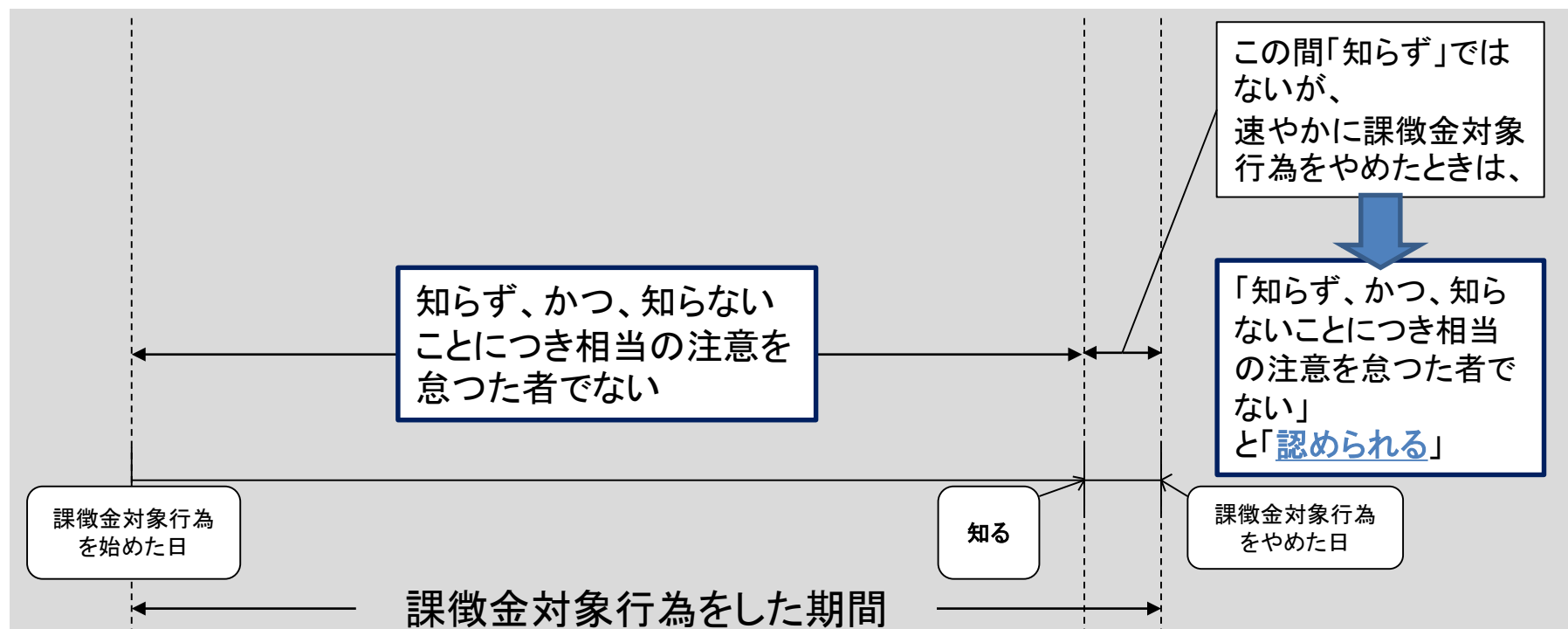
1 「相当の注意を怠った者でないと認められる」

- 課徴金対象行為をした事業者が、
当該課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行った表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」か否かは、
 - ・ 当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、
 - ・ **正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否か**により、**個別事案ごとに判断される。**
(※)ここでいう正常な商慣習とは、一般消費者の利益の保護の見地からは認められるものをいう。
→ 仮に、例えば自己の供給する商品の内容について一切確認することなく表示をするといった一定の商慣習が現に存在し、それには反していなかったとしても、そのことによって直ちに「知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」わけではない。
- 当該判断に当たって勘案する事情
 - ・ 当該事業者の①業態や②規模
 - ・ ③課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容
 - ・ ④課徴金対象行為に係る表示内容
 - ・ ⑤課徴金対象行為の態様 等
- 事業者が、必要かつ適切な範囲で、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」(平成26年内閣府告示第276号)に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、「相当の注意を怠った者でない」と認められると考えられる。

2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」

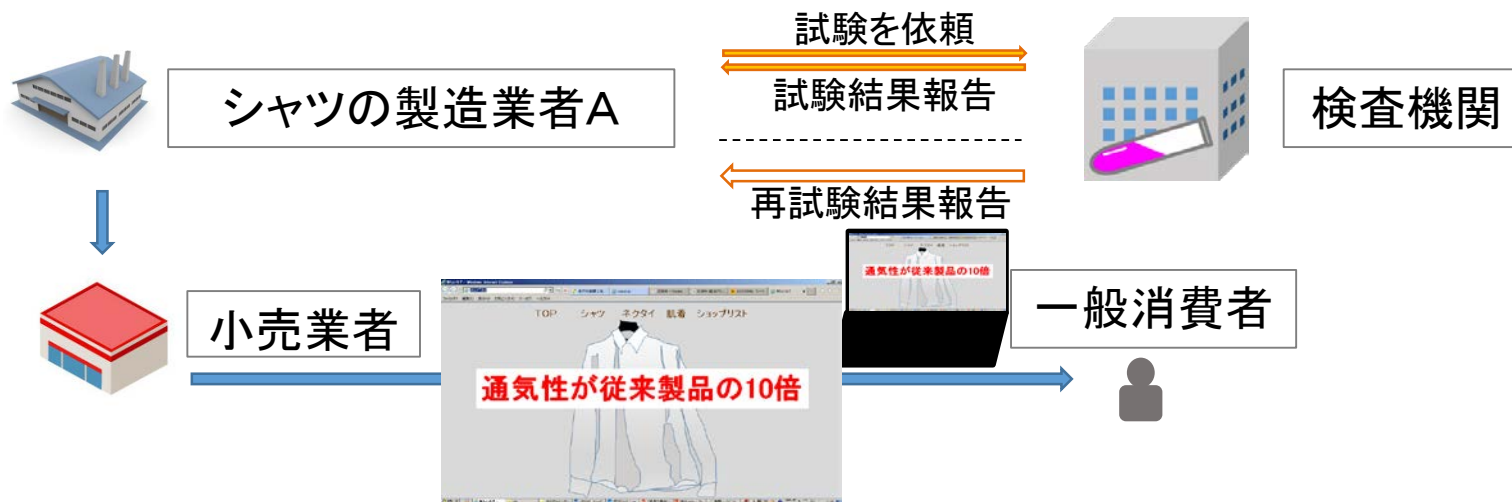
消費者庁長官が課徴金の納付を命ずることができないのは、課徴金対象行為をした事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行った表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」である。

当該事業者が、当該課徴金対象行為を始めた日から当該課徴金対象行為に係る表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを知るまでの期間を通じて当該事実を知らないことにつき相当の注意を怠った者でない場合であって、当該事実を知った後に速やかに課徴金対象行為をやめたときは、当該事業者が当該「課徴金対象行為をした期間を通じて」当該課徴金対象行為に係る表示が法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと「認められる」と考えられる。

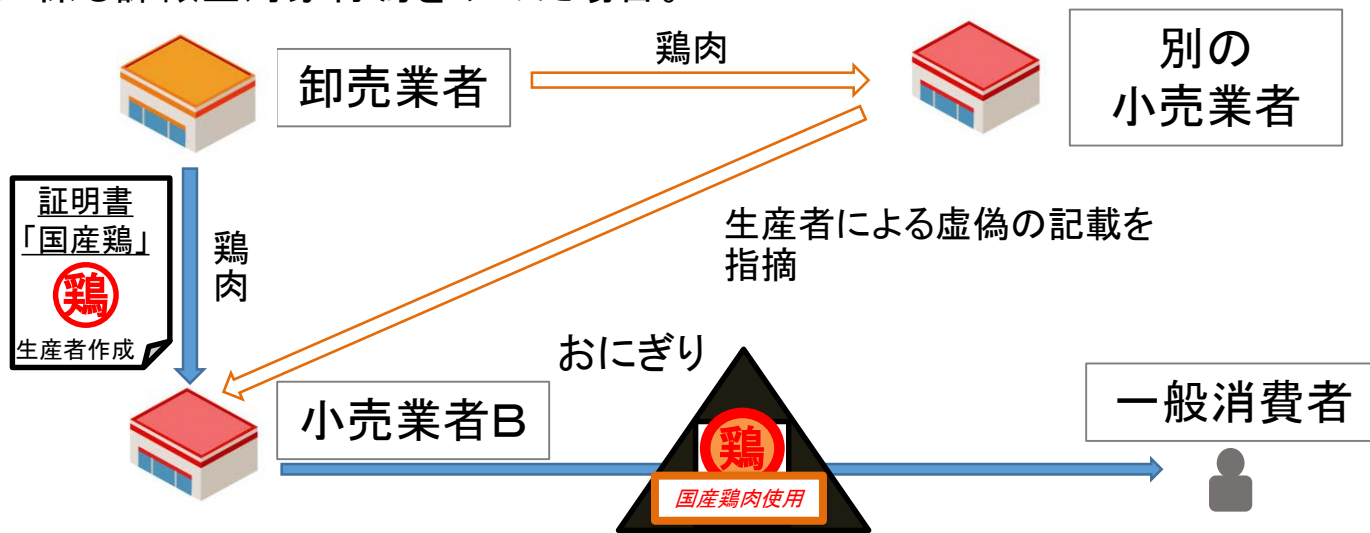


3 想定例（「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」と考えられるもの。）

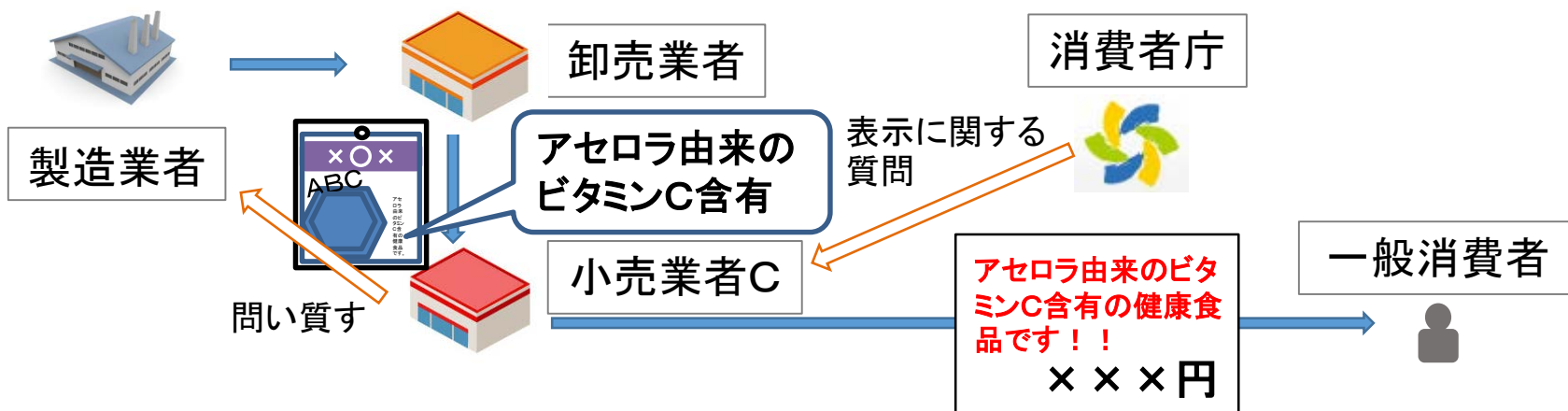
- ① 事案：○ 製造業者Aが、
- （i）自ら製造するシャツを、小売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、
 - （ii）当該シャツについて、「通気性が従来製品の10倍」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該シャツの通気性が自社の従来製品の10倍であるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、そのような通気性を有さなかった。
- 当該事案において、製造業者Aが、
- ・ 上記表示をする際に、実績がある等信頼できる検査機関に通気性試験を依頼し、通気性が自社の従来製品の10倍であるという試験結果報告を受けて当該報告内容を確認していたところ、
 - ・ 当該検査機関による再試験の結果、実際には、上記表示をする際に依頼した試験結果に誤りがあったことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。



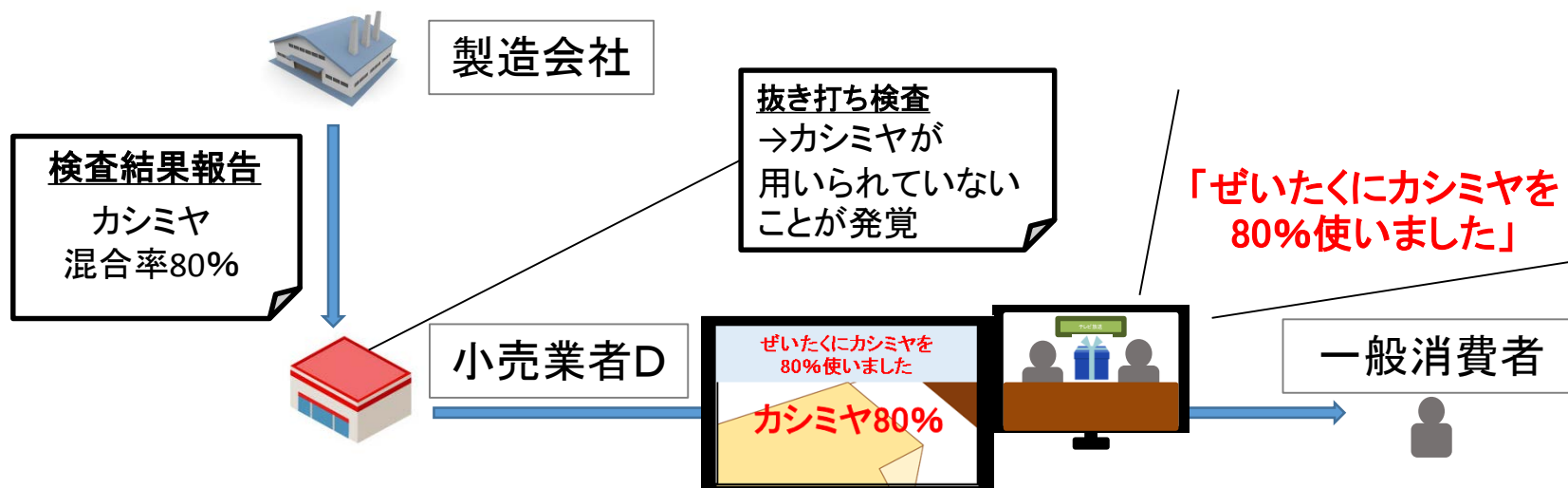
- ② 事案: ○ 小売業者Bが、
- (i) 卸売業者から仕入れた鶏肉を用いて自ら製造したおにぎりを一般消費者に供給するに当たり、
 - (ii) 当該おにぎりについて、当該おにぎりの包装袋に貼付したシールにおいて、「国産鶏肉使用」等と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示をしていた。
- 実際には、当該商品の原材料に外国で肥育された鶏の肉を用いていた。
- 当該事案において、小売業者Bが、
- ・ 上記表示をする際に、卸売業者から交付された生産者作成に係る証明書に「国産鶏」と記載されていることを確認していたところ、
 - ・ 当該卸売業者から鶏肉の仕入れをしていた別の小売業者の指摘を契機として、実際には、当該証明書の記載は当該生産者による虚偽の記載であったことが明らかになり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。



- ③ 事案: ○ 小売業者Cが、
- (i) 卸売業者から仕入れた健康食品を、自ら運営するドラッグストアにおいて一般消費者に販売するに当たり、
 - (ii) 当該健康食品について、店舗の店頭ポップにおいて、「アセロラ由来のビタミンC含有の健康食品です。」等と記載することにより、あたかも、当該健康食品に含有されているビタミンCがアセロラ果実から得られたものであるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCは化学合成により製造されたものであった。
- 当該事案において、小売業者Cが、
- ・ 上記表示をする際に、卸売業者から仕入れた当該健康食品のパッケージに「アセロラ由来のビタミンC含有」との記載があることを確認していたところ、
 - ・ 消費者庁から当該健康食品の表示に関する質問を受け、この後に速やかに当該健康食品の製造業者に問い質したところ、実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCはアセロラ果実から得られたものではなく化学合成により製造されたものであったことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。



- ④ 事案: ○ 小売業者Dが、
- (i) 製造業者から仕入れた布団を通信販売の方法により一般消費者に販売するに当たり、
 - (ii) 当該布団について、テレビショッピング番組において、「カシミヤ80%」との文字を使用した映像及び「ぜいたくにカシミヤを80%使いました」等の音声をテレビ放送局に放送させることにより、あたかも、当該布団の詰め物の原材料としてカシミヤが80%用いられているかのように示す表示をしていた。
- 実際には、当該布団の詰め物の原材料にカシミヤは用いられていなかった。
- 当該事案において、小売業者Dが、
- ・ 上記表示をする際に、当該布団を製造した事業者からカシミヤを80%含んでいる旨の混合率に関する検査結果報告を提出させ、当該報告を確認していたところ、
 - ・ 当該布団を含め自社で取り扱っている全商品について実施した抜き打ち検査により、実際には、当該布団にはカシミヤが用いられていないことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。



- ⑤ 事案: ○ 旅行者Eが、
- (i) 募集型企画旅行(パッケージ)を、自ら運営する複数の店舗において一般消費者に提供するに当たり、
 - (ii) 当該旅行について、店舗に設置したパンフレットにおいて、「豪華 松阪牛のすき焼きを食す旅」等と記載することにより、あたかも、当該旅行の行程中に提供される料理(すき焼き)が松阪牛を使用したものであるかのように示す表示をしていた。
- 実際には、松阪牛ではない外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていた。
- 当該事案において、旅行者Eが、
- ・ 上記表示をする際に、当該旅行の行程における宿泊先であるホテルで提供されるすき焼きの食材について、ホテル運営事業者との間で当該旅行の宿泊客に対して松阪牛を使用したすき焼きを提供することを合意し、当該ホテル運営事業者を通じて松阪牛を納入する事業者から松阪牛の納入に関する証明書の提出を受けて確認していたところ、
 - ・ 当該ホテル運営事業者の従業員からの申告を契機として、実際には、当該ホテル運営事業者の独断ですき焼きに松阪牛以外の外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合。

